告

鳥取	
縣	
報	

第千三百五 昭和十七年七月 -j-Ħ

嚁

本書ノ大キサ

へ國定規格が判

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル役用牛馬ノ賃貸料 ◆鳥取縣告示第四百六十五號 (一頭ニ付) 鳥取縣知事 示 九十日間間間間 肥 最高賃貸料 五〇、〇〇 五〇 (四)(三) ケル賃貸料ハーヶ年間ノ料金ヲ以テ其ノ期間ノ賃貸料トス 貸料ハ九十日間ノ料金ヲ、繼續シテ九十日ヲ超ヘル場合ニ於 日間ヲ超へ三十日未滿ノ場合ニ於ケル賃貸料ハ三十日間ノ料 金ヲ、繼續シテ三十日間ヲ超ヘ九十日未滿ノ場合ニ於ケル賃 ル賃貸料ハ一日間ノ料金ヲ以テ計算シタル額トシ繼續シテ十 牽付費用ハ貸主負擔トス 耕鞍等ノ器具費及賃貸期間中ノ疾病ニ依ル醫料費ハ偕主負 農耕牛ノ賃貸期間ガ繼續シテ十日間ヲ超ヘザル場合ニ於ケ 農耕牛ノ賃貸期間中ニ於ケル飼料ハ凡テ借主ノ負擔トス 一日ニ滿タザル場合ト雖モ一日ト看做ス

左ノ通指定ス

昭和十七年七月十七日

農耕牛ノ

鳥取縣公報 火金曜日發行 (株日=営ル)

搬 用

1110,00

同秋同同春

同至自同 同至自十九 七三

九〇、〇〇

二 農耕馬及運搬牛馬ノ賃貸料

(一頭二付)

月月

日間

二、五〇

七三 月月

年

第千三百五十一號昭和十七年七月十七日

大厦の日本

三、五〇

(昭和四年四月十五日)

飼料ハ借主持トス

用

同

六 00

深田種一

髙田芳雄

渡部芳夫 長谷川弘

鷲見由三郎

小林清一

田子武廣

香田武雄 小村英忠

鳥取縣知事

土

米

之

取

縣

報

Q 0七 Ó O 六

一般用氷トハ水産氷ヲ除ク氷ヲ謂フ 營業用 同

ノ場合ニ於ケル價格トス 本表生産者工場渡一角(十八貫)ノ價格ハー瓲未滿ノ取引

者最高販賣價格ハ左ノ通トス 及米子市皆生ヲ除クシニ於ケル價格ニシテ右地以外ノ販賣業 本表販賣業者販賣價格ハ製氷工場所在市町村(鳥取市賀露

飼料ヲ貸主ニ於テ負擔スル場合ハ左ノ範圍内ニ於テ飼料費ヲ

牽付費用及賃貸期間中ノ疾病ニ依ル醫療費ハ借主負擔トス

一日ニ滿タザル場合ト雖モ一日ト看做ス

單位 五月ョリ十月迄 十一月ョリ翌年四月迄 一七

營業用 小口賣 貫 同 〇、 <u>二</u> 五 0,10

0,111

價格トシー角(十八貫)ニ滿タザル場合ハ小口賣價格ニ依ル 用スルモノニシテー角(十八貫)以上ノ取引ノ場合ニ於ケル 營業用トハ魚屋、飲食店、氷店カ直接自己ノ營業ノ爲ニ使

水産氷ノ末尾ニ左ノ一項ヲ加フ

水産氷トハ漁船、船積氷及鮮魚介類等ノ出荷輸送用氷ヲ謂

一一 図 月 三 月 三 月 三 月 三 月 三 月 三 月 三 リ

◆鳥取縣告示第四百六十七號

西伯郡尙德村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任セリ

十七年七月十七日

小口賣

貫

Q

7

Ó Q

<u>ス</u> 〇 <del>-</del>0

**格** 販賣業者最高販賣價 生產者最高販賣價格 定ノ件)中左ノ通改正ス 昭和十六年六月鳥取縣告示第四百九十六號(氷ノ最高販賣價格指 ◆鳥取縣告示第四百六十六號 加算スルコトヲ得 陸用氷販賣價格ヲ左ノ通改ム 昭和十七年七月十七日 一日當 工場渡 種 鳥取縣知事 1,00 10七〇 單 貫 位 土 1,13

肥

米

之

モノトス

## ◇鳥取縣告示第四百六十八號

氣高郡日置谷村負債整理委員會委員ニ左ノ者ヲ選任セリ 昭和十七年七月十七日

鳥取縣知事 尾崎哲郎 土 木下幸一 肥 米

之

山根政藏

◆鳥取縣告示第四百六十九號

義務者ニ左ノ者ヲ指定シ其ノ申告期限並主任食糧管理事務取扱員 食糧管理法第十三條=依ル主要食糧ノ現在高及消費高調査ノ申告

ノ報告期限ヲ左ノ通定ム

昭和十七年七月十七日

現在高調査申告義務者

米麥及小麥粉配給業者及其ノ團體

小麥粉製造業者並ニ其ノ團體

K

騲

公

報

第千三百五十一號

昭和十七年七月十七日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

米麥及小麥粉配給ヲ取扱フ購買組合及購買組合聯合會

消費高調查申告義務者

米麥及小麥粉配給業者及其ノ團體

米麥及小麥粉配給ヲ取扱フ購買組合及購買組合聯合會

現在高調査申告義務者ノ申告期限並主任食糧管理事務取扱員

申告義務者ヨリ主任食糧管理事務取扱員へ調査日ノ屬スル

月ノ二日限 主任食糧管理事務取扱員ヨリ農産物檢査所出張所主任へ調

査日ノ屬スル月ノ五日限 農産物検査所出張所主任ヨリ農産物検査所長へ調査日ノ屬

スル月ノ十日限

四 消費高調查申告義務者ノ申告期限並主任食糧管理事務取扱員 農産物檢查所長ヨリ知事へ調査日ノ屬スル月ノ十二日限

月ノ翌月五日限 鳥取縣穀物商業組合聯合會

日限但シ左ニ該當スル申告義務者ニアリテハ直接知事へ調査

申告義務者ョリ主任食糧管理事務取扱員へ調査月ノ翌月二

鳥取縣產業組合聯合會

鳥取縣小麥粉卸商業組合

軍人援護教育に關する事項

0

地

課

所

管

放送教育に關する事項

取

縣

公

鳥取縣飼料卸商業組合

査月ノ翌月五日限 主任食糧管理事務取扱員ヨリ農産物檢査所出張所主任へ調

(三) 農産物檢査所出張所主任ヨリ農産物檢査所長へ調査月ノ翌

(四) 農産物檢查所長ョリ知事へ調查月ノ翌月十五日限

誤

十七年七月七日鳥取縣告示第四百四十四號二一頁上段樣式 (2)

正

誤

(購入→者販賣→者競給廳)-アハハ(購入者→販賣者→競給廳)へ

× ×

#### 彙

報

地

## 務 概要

文 課)

社會教育課所管

青年學校諸會合に關する事項 青年學校關係團体に關する事項

r

 $\equiv$ 

五 四

修養道場の指導に關する事項

同和教育に關する事項

0

映画教育に闘する事項

×

#### 社會教育關係諸團体に關する事項 青年學校教員の賞與に關する事項 壯丁教育調査に關する事項 町村教化指導に關する事項 町村立及私立岡書舘の指導に關する事項

縣商工奉仕委員會制度實施要綱に依りて處理し、且つ商工奉仕委 ものであ 務に當らしめることになつてゐる。 地方事務所並に縣當局間の事務連絡、商工奉仕委員會に關する事 完全に副はしめ、所期の目的を達成したいと考へてゐるのである 統制を地方の實情に卽せしめて地方事務所の機能を國家の要請に 及ぼすので、縣としても地方事務所の運営については細心の注意 に設置して、商工奉仕委員と被接護者との連繫、商工奉仕委員と 員事務所を鳥取市産業課內、米子市産業課內及び各地方事務所內 ついては些も齟齬澁滯を來さないやう期すると共に、これが配給 を拂つて居り、市町村關係者等と緊密に連絡して、物資の配給に 次に中小商工業再編成事務については管下商工業の具体的整備 又中小商工業者銃後援事務は鳥取縣商工奉仕委員規程及び鳥取 これが配給の適否は直接縣民の生活に大きな影響を

從來耕地課出張所を經由してゐた耕地課關係文書は總て地方事

地方事務所新設に伴ひ耕地課各出張所は廢止せられたので、

務所を經由すること

指導所其の他關係團体との連絡、國民更生金庫の趣旨徹底及び利 計畫の樹立並に實施の指導、轉廢業者共助施設の指導、國民職業 用の指導等を行ふ。

#### 水 產 課

他生産用向のもの、又は特殊需要のものは從來通り縣で取扱ふこ 事となつてゐるらう。しかしこれらのものであつても工業用其の 石鹼・煉炭・針・針金・鐵線・自轉車・リヤカーは地方事務所で取扱ふ 手拭・ゴム底布靴・地下足袋・ゴム靴・勞働作業衣・軍手・蠟燭・燐寸 差當り味噌・醬油・植物油・砂糖・菓子・乳製品・澱粉・縫糸・タオル

一般家庭用の消費物資は地方事務所で取扱ふことにしてゐるので

地方事務所で取扱ふ事務のうち、物資配給統制事務については

置するから混同しないこと

商

工 課

所

農業水利改良事業出張所は、從來通り本廳耕地課直屬の儘存

とになるし、一般家庭用のものでも郡市別割當其の他縣の總括事

漁業生産計畫報告書取纏め縣に報告のこと 漁業生産計畫樹立、實行指導に闘すること

取

務は勿論縣で處理するのである。

地方事務所で取扱ふ物資は何れも生活必需品又はこれに準ずる

第千三百五十一號

昭和十七年七月十七日

(第三種郵便物認可)

Ŧi.

第千三百五十一號

昭和十七年七月十七日

(第三種郵便物認可)

六

- 依る船鑑札交付のこと 總噸數五噸以上二十噸未滿の船舶の新造・改造・轉入・轉出に
- 總噸數五噸以上二十噸未滿の船舶の積量・測度に關すること
- 水産團体實地指導に關すること
- 沿岸漁業實地指導に關すること
- 漁業(協同)組合經費分賦收入方法認可に關すること
- 漁業(協同)組合起債認可に關すること

# 臨時資金調整法の改正に伴

國債等購入措置の運用處理に就 T

仮振 興 課)

代償として受けた金錢を以て國債等の有價證券を購入せねばなら れ、爾後土地其の他のものを收用せられ又は賣却した者は、その 要を記して置いたが、この法律の骨子とするところは簡單である ぬやうになつたについては、さきに六月十六日本縣公報にその概 臨時資金調整法第十條の二が改正せられて四月一日より實施さ 面國民貯蓄運動は國民の自發的に行はれるべき大運動であ

手續要綱」として定めて本法發動前に於ける國債購入運動を展開 勸奬の方法手續を「臨時資金調整法第十條ノ二運用方針並ニ處理 に報告することになつてゐる。 千圓以上に該當する者を調べて取絡め、 知り得る場合もあるので、市町村では代償金を受取つた者の内一 が、一面報告せぬものがあるとか、其の他報告前でも其の事實を で、以下その要點を記すごととする。 することとなり、本縣でもこれに卽應してその手續きを定めたの しめることが本法の主旨であるから、 大臣の命令をまつ迄もなく、自發的に代償金を以て國債を購入せ いふと、まづ代償金を支拂つた者は其の事實を報告せねばならぬ 代償金を以て國債を購入せしめる場合の措置について大摑みに 大脳省でもこれが國債購入 毎月分を翌月の五日まで

又たは勸、 勸奬するのであつて、代償金を受け取つた者は知事の勸奬に依り 債購入豫定計畫書」を添付して、 又市町村を經由するので、其の際市町村は豫て送付してある「國 すべきやり勸奨狀を發することとなるのであるが、この勸奨狀は するから、これによつて知事よりこれ等の者に對して國債を購入 告によつて、代償金に依り國債を購入すべきものの該當者が判明 そして縣ではこの代償金を支拂つた者からの報告と市町村の報 をまつことなくして「國債購入豫定計警書」を提出す 市町村よりも併せて國債購入を

この運動の場合も土地其の他の代償金がふつた場合は大藏

いである。

强制して居るものでもないので、本縣に於てはハツキリ代償額の る點もある。又國に於ても本法發動前の國債購入額を入割として 又土地が收用された場合は他に適當の土地を求めぬばならぬとい 樹木の賣却の場合は跡地に苗木を植付けねばならぬ場合もあらら 金に對して相當の分類所得稅綜合所得稅も課稅されるであらうし 購入することの出來ぬ場合も存在するわけであつて、例へば代償 その購入額については知事の勸奬狀にも記載してあるやうに、代 めることとしたのである。 二割以上を國債購入として、残りは長期貯蓄として適宜貯蓄せし **ふ風に例をあげれば際限がなく、八割の全額購入は無理と思はれ** 償金の八割相當額を建前としてゐる。しかしかゝる高額の國債を 國債購人は國債購入豫定計畫書に依つて實行すべきであるが、

又特殊の理由に依つて土地其の他を賣却した爲國債購入を爲し難 まつことなく豫定通り購入せしめ、購入豫定額二割以下の者に對 しては縣に於て其の理由を調査して、適當と認める場合はそのま て借金のある者は第一にこれを返却し、 い理由のある者は、强いて國債を購入せしめるわけでなく、 くとし不適當と認める場合は適當に訂正購入せしめる豫定である 卽ち縣の取扱としては二割以上の國債購入豫定者は縣の指示を して後國債を購入す 從つ

長期貯蓄を實行するなりすべきである

應じない場合は、縣はやむなくこれを大蔵大臣に報告せねばなら は本法によつて國債の購入保有を命ずることとなるわけである。 ぬのであつて、大蔵大臣に於ては再び勸誘して、尙應じない場合 やりな手續きによつて知事から國債購入を勸奬してもなほこれに る國債等の有價證券購入保有に關する手續の概要であるが、右の くは何十年其の國債を賢却してはならぬといふことを命ぜられる しかしてこの際に於ける國債購入額は概ね八割とし、又何年もし 以上が土地其の他のものを收用せられ又は竇却した場合に於け

省令第二十七號による報告書、卽ち五千圓以上の代償金を支拂つ 町村に提出すればよいのである。 たといふ報告書も一應縣に止めるものであるから、總て書類は市 尙提出書類は總て市町村を經由するのであつて、大職大臣宛の

### 乳幼兒養育上の 般注 斎

生

(衞 課)

乳幼兒死亡率減少並に建康の增進を目ざして母性の心得い 時局下我が人口增强策の絕對緊切な要務であるに鑑み、過般來 母乳哺

鳥

取

あるが、なほその他の諸點に關して育兒上留意すべき事項を述べ 育、人工榮養、雛乳等に關し概要を記して各位の參考に資したので て乳幼兒養育上に完璧を期したいと思ふ。

動などからわ 健康を惡くしてゐる證據と見てよい。 澤、櫻色にうるんだ唇、つや・ 食慾 育見上常に乳兒の食慾に注意するといふことは最も 放乳と 氣嫌 健康な乳見は潑溂とした顔貌明朗な目の光 かるものである。もし顔貌が暗く氣嫌の惡いときは 、しく張り切つた皮膚、活潑な運

緑色となり、水分も著しく多くなるやうな時は消化器の病氣が考 これ以上に回數が多くなつたり、臭ひも惡くなつて粘液を混じ、 ひがあり、便の回數も比較的少い。一般に乳兒の便の回數はいろ な人乳榮養兒に於ては卵黄色で質も均一であり、臭ひも割合に少 へられるから注意しなければならぬ。 て、もし何日もより食慾がなければ健康を害してゐる徵である。 大切なことである。 いが、牛乳榮養兒に於ては白味がかり、水分も少く幾分不快な臭 ^であるが一日二―三回、又は一―二回のことが多いのである 大便 乳見の大便に注意することは最も大切である。 なんとなれば健康な乳見は食慾が旺盛であつ

く眠るものであつて、生れたばかりの乳兒は「己二十時間以上も 俗にねる子は育つといはれるやうに、健康な子はよ

> 神經的な子供は一般に目ざとく、睡眠中に急に泣き出すやうなこ 眠るのが普通であるが、育つに從つて睡眠時間が少くなつて來る とがあれば何か病氣のある證據である。

- 食物の必要と同樣である。從つて時々戸外に出して外氣に當て、 皮膚を鍛錬し、運動させることは健康增進上缺ぐべからざること (5) 新鮮な空氣で日光 新鮮な空氣と日光の必要なことは
- 意せねばならぬ。 をあまり厚着させることは、皮膚の抵抗を弱める害があるから注 保溫の點からいつてもよくない。其の他多期に於て衣服や布團等 澤を避けて清潔を旨とせねばならぬ。 のは純綿とすべきであつて、スフ製のものは汗の吸收も惡く、又 衣服●襁褓●布團 これらのものは時局がら成るべく贅 唯直接乳兒の膚に觸れるも
- (7入浴 時々入浴させることを怠つてはならぬ
- に体重を測つて乳見の發育に留意せねばならぬ 健康相談 丈夫なときの育兒相談を怠らず、 又その度毎
- 重くなつてから醫者に診て貰つても手遅れとなることが多い。 病氣にかゝつたら輕い~ちに成るべく早く手當をせねばなら カタル、肺炎で死亡する乳兒の數はなる 病氣の手當 乳見は大人と違つて身体が弱いから なか多く、 一年

# 麻疹、百日咳、ヂフテリー、感冒、

は特に氣をつけねばならぬ。

門には四萬以上にも達してゐるから、

多季に於ける乳兒の感冒に

而も之が生産確保は其の用途上現下の急務である。

依つて縣では目下アベマキ樹剝皮の好季にあたり、

本年度に於

次の事項を諒知の上一段の配意協力を切望する次第である。 て十五萬貫の生産確保を期すること」なつたので、各位に於ては は全面的に内地産アベマキ樹皮に依存しなければならなくなり

00788

核等傳染する病人の側へは決して乳兒を連れて行かぬやう氣をつ け、又多數集會の場所にも連れぬやう注意が肝要である。 傳染病の注意

ばならぬが、それ以前でも天然痘の流行がある時や、乳兒を連れ て滿洲や支那等感染の惧のある土地に旅行する場合は特に種痘を 定期種痘 生後滿一年の乳見は必ず定期種痘をしなけれ

1

格に調整し、産地最寄自動車運搬の可能な道路に集荷の上縣

昨年六月縣令第二十八號アベマキ樹皮檢查規則に定める規

切である。 れることが多いから、其の年月齡に適當した物を與へることが大 玩具●繪本 又決して危險な物を持たせてはならぬ。 乳幼兒の智惠は玩具繪本等によつて啓發さ

#### 力 0 原

## 樹 0 剝皮は今が好季

林 務 課)

貫のコ ク製品の需要は從來內地產アベマキ樹皮の外、 を輸入して之を充足し來つたのであるが、 今日に於て 每年二百萬

取

縣

公

報

第千三百五千一號

參考 (規則拔萃)

の検査を受けること。

- $\frac{1}{2}$ 結束は藤蔓等を用ひ三ヶ所編とし、締木は中央に一本
- 雨端に各一本とする。
- =とする。 結束の外形は長さ四尺、巾二尺、高さ二尺五寸を標準
- (三) 正味量目は十五貫を標準とし、貫未滿の端數を生じた 時は一位に止め二位以下は切捨てる結束の外形及び正味量 目は(二)(三)の標準より增減二割を超えることは出來ない
- 一定場所 出荷方法、荷受人等は追つて通知するから、受檢の (前記縣營檢査の場所)に集荷して置くこと。

 $\equiv$ 公定價格

昭和十七年七月十七日 (第三種郵便物認可)

取

昨年六月二十六日農林省告示第四百十三號指定一等品(樹皮の 各等級の混人せるものは二等品の價格であつて、右價格は産地 皮の切口最大の厚四分未滿のもの)十貫當五圓であるが、併し 切口最大の厚四分以上のもの)一貫當六圓五十錢、二等品(樹 圏を建設する上に緊要なことである。 屈の精神を錬成することは、大東亞戰が如何に長期に亘らうとも

克く之に耐え、米、英、蔣を徹底的に撃摧し、

明るい大東亞共榮

#### Ξ 指導獎勵方針

最寄自動車運搬可能道路渡である。

林一町步以上の集團的造林に對して獎勵金を交付する) アベマキ樹の新植獎勵(私有、社寺有林二反歩以上、

で、本縣でも縣下各學校々庭、神社佛閣境内、公園、道路、

亘つて、全國的に夏季ラヂオ体操の會が行はれることになつたの であるが、本年も來る二十一日より八月二十日までの一ケ月間に

夏季ラヂオ体操参加者は年々増加の傾向にあつて喜ばしい次第

工場、鑛山其の他適當な場所に於て實施すること」なつた。

- P に對しては特に撫育保護を圖ること。 アベマキの幼令樹に對しては保護に努め、伐採跡地の萠芽
- 薪炭林を伐採する場合成るベくアベマキ樹は残すこと。
- キ樹皮増産の開發を圖ること。 薪炭林改良指導員、林産物檢查員等の指導に依つてアベマ

## 夏期ラヂオ体操の

獎せられたい。

學校當局及び各家庭に於ては學生々徒兒童は必ず參加するやう勸

操を行ふ前に必ず每朝國旗揭揚、宮城遙拜、君ヶ代齊唱をするこ 第一連續二回、同じく第三連續一回行ふことになつてゐるが、体 依りラヂオに合せてラヂオ体操第一連續一回、同じく第二若くは の歌が放送され、終つて二十分間學校職員其の他適當な指導者に

之は例年の如く每日午前六時より勇壯な行進曲又はラヂォ体操

とを忘れてはならない。切に一般の多數參加を希望すると共に、

來る二十一日よ八月二十日まで

(學 務 課)

大東亞戰下ラヂオ体操を行つて身体を强健にすると共に不撓不

X X  $\times$ 

## 在 傷痍軍

## 再起奉公の手記募集

ш

縣では應募原稿を取纏めて八月三十日までに軍事保護院に

援護係宛送付すること。

に於ける締切期日は八月五日であつ

縣社會課軍人

#### 社 會 課)

審査方法 送付する。

募を切望する次第である。 右手記を募集して軍事保護院へ申達することゝなつた。多數の應 とゝなつたので、縣では次の要項に依り縣下在鄉傷痍軍人中から は疾病に罹つた傷痍軍人から再起率公の体験手記が募集されるこ る資料とするため、既往の戦役又は支那事變に於て傷痍を受け或 今回軍事保護院で傷痍軍人に對し再起奉公の志操を涵養せしめ

もの三篇以内を軍事保護院に送付する。

識經驗者を以て審査委員會を設置し、審査の上優秀と認める

縣では陸海軍關係當局、大日本傷痍軍人會鳥取支部及び學

- 應募者は在鄉傷痍軍人であつて、大日本傷痍軍人**會支部**と
- 連絡の上應募すること。
- 種官等級、症狀等差、職業、氏名を別に併記すること。 四百字詰原稿用紙二十枚以內。但し應募者は現住所、
- に記述すること。 なり再起奉公して現在に至るまでの過程及び心境等を赤裸々 前記の趣旨に則り傷痍軍人となる以前の境遇、傷痍軍人と 文体は隨意

褒

十月中適當な方法に依り發表する。

Ħ.

入選發表

二十名、外に選外住作若干名。

四

れたものを審査する。

び學識經驗者を以て審査委員會を設け、

道府縣より申達せら

軍事保護院では更に陸海軍關係當局、大日本傷痍軍人會及

呈する。 入賞者には軍事保護院總裁より記念賞を、選外佳作には薄謝を

尙ほ詳細は縣社會課軍人援護係宛問合せられたい

第千三百五十一號

鳥

取

縣

公

報

昭和十七年七月十七日

國防泳法指導者講習會

取

縣

公

報

第千三百五十一號

昭和十七年七月十七日

(第三種郵便物認可)

▲寫真週報

(二二九號)

〇海の記念日

## (社會敎育課)

法並に指導法を修得せしめ、以て壯丁皆泳の實を擧げることゝし 力並に國防能力の增强を圖る爲、これが指導者に國防上正しき泳 はもとより陸上活動にしても水泳の必要を痛感せしめらるゝもの に光被せられんとし感激極りない次第である。しかしこの間海上 即ち縣では今回青少年に正しき泳法を修熟せしめ、青少年の体 大東亞戰下皇軍の活躍目ざましく、 國民の水泳能力養成は洵に喫緊事といはねばならぬ。 今や東洋の天地は悉く皇威

會場

者講習會を開催すること」なつた。

鳥取縣青少年團と共同主催の下に次の要綱によつて國防泳法指導

賀露 從江 同二十五日午後三時まで同二十一日午後三時まで同二十一日午後三時まで同二十一日午前九時より同二十一日午前九時より

出

中等學校教員

游泳可能の者各一名

7.頭郡

區

域

東上條村以西

 $\equiv$ 修鍊內容及指導者 者各町村一名宛

青年學校教員・國民學校教員・青少年團指導者中、游泳可能の

國防と泳法 吳海軍鎮守府派遣教官

青少年体力の増强と泳法

育 會 運 動 主 課 事 長

泳法實地指導、 泳法醫事並に救急法、体力章檢定 吳海軍鎮守府派遣教官

3

体 育 運 動 主

車

行

四

水泳着又は水泳褌、水泳帽、筆記用具、辨當、水筒、其他

◎週報、寫眞週報揭載內容(七月十五日發行)

▲週報(三○一號)

〇大東亞戰爭下の防諜

△聖戰現段階に於ける防諜△わが國におけるスパ イ事件の實例

▲國民防諜六訓

〇日本際 〇戰時標準船 顱の誕生 〇本年度の電力動員計畫について 〇高等女學校における恩 4の取扱につ

着衣 船綿チリ ź ン風呂數

五四 遺留品 ナシ

六 死亡別 年月日 遺棄死体 昭和十七年五月十八日發見

七 發見場所 福井縣鹿赫村大桐地籍鐵道沿線

九 假埋葬年月日及場所 警察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十七年五月十九日、 昭和十七年五月十九日

火葬場附近ニ假埋葬ヲナス 福井縣今庄村

〇徹底的防諜へ

△戰時標準船大量生産へ−○○造船所 △少年よ海へ行けー岡山縣兒島海員養成所

△白日の下に曝された敵側諜報、謀略、宣傳の實例の數々

右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

### 行 死

本籍住所 身分職業店員風氏名不詳推定年齡二十歲前後

男 女 别 男子

人 肥リタル方 目並鼻穴大口並齒並揃ヒ奧齒右下一左下二虫齒体格良ク 身長 五尺五寸位額丸顏頭髮五分刈白毛交り眉濃

所 位角色毛糸ニテ編ミタリ 品 紙ツヽミー錢アルミ貨四枚木製認印 「鈴木」

着

衣

組羅紗詰襟學生服上下、

毛製品、

機衣下部二三寸

死亡別年月日 變死、昭和十七年五月二十四日

場所 相馬郡大野村大字石上字南白髭一九九

鳥 取 縣 公 報 ÷

男女ノ別 本籍

男子

住所

氏名

不詳

行

死

人

生後

嬰兒

〇子供の信用組合―兵庫縣味間國民學校

米誌所載の寫眞から邦人の安否を知る

〇米國邦人二世に强制移住を强行す

〇一萬人の銃劍術

△旅行や通信と防諜心得

△上海の米英諜報團檢學

△外人崇拜は賣國行爲の第一步

フイツシャー事件、レオナルド事件等

敵性外人におどらされた日本人の實例

第千三百五十一號

昭和十七年七月十七日

取

縣

假埋葬年月日及場所 赤前共同墓地 昭和十七年五月二十五日大野村石上字

取 福島縣相馬郡大野村長猪狩雄站

右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

### 死 亡

本籍、住所、氏名不詳 頭髮長、着衣國防色古ジヤンバー、同作業ズボン、下衣 推定三十歳位ノ男、身長五尺二三寸位、

ノ葉包金貳拾貳錢丶菅笠大形一個 、 メリヤスシヤツ、ズボン下、猿股、地下足袋、所持品草

右本月十五日同村五位尾ョル白萩村へ通ズル道路附近炭小屋ニ死

後二十五日位ノ死体發見當所ニ假埋葬ス

(聞ク所ニヨレバ右ノ者ラシキ者)顔長中肉色黑)五月二十日上市 ルモノノ如シ) 町方面ヨリ中新川郡南加積村ヲ通過シ白萩村中村方面へ向ヒタ

右心當リノ向ハ直接富山縣山加積村長宛照會相成度

#### 行 旅 死 亡

本籍、住所、氏名、年齡、性別、職業

本籍住所不詳、自稱字田繁吉、推定五十 歳位ノ男、

昭和十七年七月十七日發行昭和十七年七月十七日印刷

= 相貌 田、右上膊繁吉ノ文身アリ 口各並ノ鼻隆ク、長ク、耳並、 特徵 身長五尺一寸位、顔長ク、額廣ク眉毛太ク目、 頭變一寸位、特徵左上膊宇

 $\equiv$ 著衣及所持金品 所持金品ナシ 著衣破レ丹前、黑外套縞半天各一、草腹一

五. 四 假埋葬年月日及場所 響察署ヨリ引渡ヲ受ケタル年月日 昭和十七年五月十六日函館市山脊泊共 昭和十六年六月二十六日

備考 昭和十七年五月十五日午前六時死亡ニ依リ假埋葬ス 右昭和十六年六月十三日ョリ行旅病人トシテ救護中ノ處

六 取扱者 函館市長

右心當リ ノ向ハ直接該市長宛照會相成度

取 東

刷 所 鳥 取 刑息取縣氣高郡大正村大字古海

即

發

取

取

務 支 所